



○総務省告示第二百四号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十七日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
恵那市	第TK000118-000号	平成二十八年一月四日	岐阜県恵那市（旧山岡町、旧串原村）
宍喰テレビジョン共同受信組合	第SK000034-000号	平成二十八年一月二十九日	徳島県海部郡海陽町宍喰浦字正梶地区、宍喰地区、松原地区、久保字久保地区、板取地区
韮山第一テレビ共聴組合	第TK000070-000号	平成二十八年三月二十三日	静岡県伊豆の国市（旧韮山町、中條、南條、中区及び皆沢）
エスステイティ所沢共聴アンテナ施設管理組合	第KT000037-000号	平成二十八年三月三十一日	埼玉県所沢市中富南、南永井
設楽町	第TK000402-000号	平成二十八年三月三十一日	愛知県北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村